

通信委員會議録 第十三号

昭和三十七年三月七日(水曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 佐藤虎次郎君

理事秋田 大助君 理事上林山榮吉君

理事小泉 純也君 理事佐藤洋之助君

理事廣瀬 正雄君 理事大柴 滋夫君

理事栗原 俊夫君 理事森本 靖君

志賀健次郎君 椎熊 三郎君

竹内 俊吉君 橋本登美三郎君

森山 欽司君 畑 和君

原 茂君 八百板 正君

受田 新吉君

出席國務大臣 迫水 久常君

出席政府委員

郵政事務官 金澤 平藏君

(大臣官房長) 板野 學君

郵政事務官 板野 學君

(簡易保険局長) 委員外の出席者

専門員 吉田 弘苗君

三月六日

委員一萬田尙登君及び高橋達之助君

辭任につき、その補欠として森山欽

司君及び大森玉本君が議長の指名で

委員に選任された。

三月五日

簡易生命保険及び郵便年金積立金の

運用範圍拡大等に関する請願(秋田

大助君紹介)(第一七二二号)

同(今松治郎君紹介)(第一九一七号)

同外二件(小坂善太郎君紹介)(第一

九六五号)

同(安井吉典君紹介)(第二〇六九号)

簡易郵便局法の改正に関する請願
(伊藤郷一君紹介)(第一九六六号)
同(中山榮一君紹介)(第一九六七号)
は本委員会に付託された。

三月二日

簡易生命保険及び郵便年金積立金の

運用範圍拡大に関する陳情書外一件

(徳島県麻植郡島町知恵島瀬尾品

一外五名)(第四四九号)

同(土佐清水市下川口那須直松外二

名)(第五二四号)

同外一件(徳島県阿波郡市場町森正

明外二九二名)(第五二五号)

同外八件(長野県南安曇郡梓川村大

字梓熊谷直樹外百三十九名)(第五二

六号)

同(大洲市大洲郵便局保険課長藤岡

正義外十一名)(第五五八号)

郵便物の運配解消に関する陳情書

(北海道雨竜郡深川町議會議長松井

庄)(第五五九号)

電話担保金に關する陳情書(東京

都北区上中里町一丁目十四番地太田

財政研究所長太田政記)(第五六〇

号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

簡易保険郵便年金福祉事業団法案

(内閣提出第三三三号)

○佐藤委員長 これより會議を開きま

す。

簡易保険郵便年金福祉事業団法案を

議題として審議に入ります。

質疑の通告がありますので、順次こ

れを許します。大柴滋夫君。

○大柴委員 法案に入る前に、簡易保

險のことについて、二御質問をした

と思います。

この法案の付属資料の第九表を見ま

すと、三十五年度は、この簡易保険は

三十四年度よりも件数も金額も減って

おる。さらに三十六年度も減ってお

る。これに三十七年度も減る。大体

この趨勢はどうですか。

○板野政府委員 お手元の資料にござ

いますように、三十五年までは件数

等は少し下降の傾向にございました。

しかしながら、三十六年度と申しま

す、御承知のように保険の奨励年度と

いいますのは、こ一、二年間、毎年

九月に始まって翌年八月三十一日に終

わるような特別の奨励年度を設けてお

ります。その奨励年度につきまして、

三十七年一月現在で見ますと、件数、

金額とも少し上向きになっておる状況

でございます。

○大柴委員 しかし、この資料の九表

によれば、三十五年度は明らかに減っ

ておるじゃないですか。さらに、三十

六年度の十一月までを見ると、どうし

ても三十五年度にも及ばないような工

合ではありませんか。

○板野政府委員 ただいま御説明申し

上げましたように、三十五年までは

確かに下降の傾向にございました。し

かし、三十六年度に入りまして、御承

知のように最高保険金額は三十万円に

ますか、国民所得も上向いております

ので、三十六年度におきましては、た

だいまのところ非常に募集成績もよ

く、契約件数も、一件当たりの保険金

額も、上昇しておる状況でございます

す。現に三十七年一月現在までには、

すでに全体の目標に達しまして約六

〇%達成しております。この三十六

会計年度の終わりに、おそろく募集

の金額が十九億を突破するのじゃない

か、これは過去五、六年になかった現

象でございます。

○大柴委員 そすると、現在一番新

しい資料というが、統計で、現在の契

約保険金額というものは一応どのくら

いあるのですか。

○板野政府委員 全部合わせて契約件

数におきましては、四千五百九十四万

件ということになっております。これ

は三十六年十二月末現在でございます

て、保険金額にいたしまして二兆二千

六百八十三億円、一件当たりの保険金

は、全部の保険契約を合わせますと四

万九千三百九十八円ということになり

ますが、新しい最近の保険の平均金額

は約十一万円ということになっており

ます。

○大柴委員 いただいたこの資料によ

りますと、簡易保険の宣伝についてい

ろいろ書いてあるのですが、たとえば

簡易保険の宣伝については、勧誘員が

個々の家に行っているという説明をす

るというところは聞いておりますが、何

かラジオ、テレビ、いわゆるマスコミ

などを使っておりますか。

○板野政府委員 特に募集の環境をよ

くいたしまして、第一線の外務員が働

きやすいような環境を作るということ

につきましては、特に留意いたしてお

りまして、テレビ、ラジオ、雑誌類あ

るいは市町村等の公共団体が出してお

りますようないろいろな刊行物で、簡

易保険の趣旨を十分に理解していただ

くようなあらゆる方策を現在やつてお

る次第でございます。

○大柴委員 その市町村の資料などは

別として、今でいう近代的なマスコ

ミ、たとえばテレビに何か時間を借り

て広告を出すとか、ラジオでやると

か、そういうことがありますか。

○板野政府委員 御承知のように、テ

レビの料金というものは非常に金額が

張るものでありますから、そうよい時

間に長くこれをやるということとは、現

在の費用をもつては、なかなか困

難な面があります。私も私として

は、たとえば東京テレビを使いまし

て、天気予報の時間にちよつと保険関

係の放送をするということもやってお

ります。今後、その面につきまして

は、経費その他の面を勘案しながら、

できるだけのことをいたしたいという

ように考えております。

○大柴委員 これは局長は大へん努力

するけれども、なかなか普通の国民に

はなじんでおらぬだろうと思います。

たとえば私どものところへ来る局員で

も、大へんよく説明してくれるけれど

も、われわれのうちでは知らぬとい

たようなもので、もう少し宣伝の方

へ気をお使いになつたら、こういうようなことを若干関係ある者として思つておる次第です。これはどうなんですか。たとえば、一人の局員が一月から一月に何回契約をとつていいという規定があるわけですね。そうすると、その規定した十万円なら十万円の口をとつて、一月六万円なら六万円ずつ保険金額を納めたとすれば、その人に対する報奨金というものは大体どのくらいあるものなのでしょうか。

○板野政府委員 これは特定局と普通局によつて違いますけれども、特定局におきましては、募集手当と申しますか、保険料の十一割、普通局におきましては保険料の六割の手数を支払つております。それから高額の保険等につきましては、さらに千分の二くらいの手数料を加算するというようなことをいたしておるわけでございます。

○大柴委員 積立金の運用のことについてお尋ねをしたいのですが、資金運用審議会というのは、構成人員はどんな人ですか。

○板野政府委員 銀行協会の会長、それから学者が二人、学識経験者が一人、全体で七人で現在構成されておる次第でございます。

○大柴委員 郵政省を代表して出ておる人はだれがおりますか。

○板野政府委員 今の東京商工会議所の会頭の足立さんが、従来非常に郵政省と関係が深いので、足立さんをお願いしております。また、学者の方では、東京大学の鈴木先生がこの方面に非常に御理解がございまして、その人をお願いしておる次第でございます。

○大柴委員 三十六年度のその審議会の審議委員ですか、それと、三十六年度の融資計画をきめたいという会談録を資料としていただきたいのですが、いたしませんか。

○板野政府委員 よろしゅうございませう。

○大柴委員 それはあしたまでにいただけませんか。

○板野政府委員 よろしゅうございませう。

○大柴委員 私がいたっている資料は、三十五年度の「簡易保険郵便年金事業概況」というのでありますが、その九十二ページに「融資実績」という項がありまして、集まつた金、五百九億の当省で担当した融資実績は次の通りである、こういうのがあります。それと、その前に、九十ページの「運用実績」に「簡易生命保険及び郵便年金契約者等に対する貸付」という項があります。これはどうでございますか、簡易保険でたくさん金を集めて、千二百九十五億のうち、ほかのところへほとんど貸してしまつて、もともと簡易保険を出した寄附金に貸せる金が九十六億というのは、比率は割以下にしておこうとか、あるいは申し込みがあれば幾らでも貸せるのだというふうな規定があるのであります。

○板野政府委員 契約者貸付につきましては、保険約款でこれをやるようにいたしておりますから、申し込みがあればある程度契約の一つの義務といつたしまして、これを貸し付けるということになるわけでございます。

○大柴委員 この中の九十三ページあたりには、「その他交通事業」とか「病院事業」に十二億貸したとか十一億貸したとかいうようなことが三十五年度の実績に書いてありますが、これは、たとえば交通事業でも、都市の交通であるとかんとかほとんど公共的なものであつて、私企業には貸してありませんか。

○板野政府委員 貸付の対象となる事項につきましては、範圍がきめられてあります。私企業には融資しておりません。

○大柴委員 事業団の質問に入りたいと思いますが、第一条に、今までの「設置及び運営を適切かつ能率的に行なうことを目的とする」ということが書いてありますが、やはりこの資料の百八ページにある簡易保険診療所の前橋の方です。大体前橋診療所において診療人員が三千五百五十六人、レントゲンか何かの診療をした人が四千六百三十五人、前橋診療所の御紹介になつたと思われる人が合せて八千九百九十一人あるわけですか。ところが、こちら側の資料によると、前橋診療所には働いている人が十一名いるわけですか。すると、一日平均、十一名の方が二十二人くらいの患者を見るといふようなことになつて、普通われわれがいうお医者さんの觀念から言へば、この診療所は何をしているか。普通の町医者などは四人か五人で三十人とか四十人とか見ることが常識なんです。ところが、この診療所におきましては、一般の診療所に尋ねてくる人を診療すると同時に、いろいろな巡回診療もやっておるわけでございますが、また非常災害等の場合

におきます無料診療もやっておるわけでございます。この方面にかかる手もあるわけでございます。

〔委員長退席、佐藤（洋）委員長代理着席〕

また、いわゆる休息、休暇というふうないろいろな労働条件等もございませう。この程度のものがないと、十分懇切丁寧な診療が行なえないということになるわけでありまして、これが事業団に移管された場合に、患者がふえるかどうかということにつきましては、私どももいたしまして、でき得れば加入者等がさらにこの診療所を十分活用する、あるいは農村におきまして巡回診療をさらに強化するというような点を考えまして、これらのお医者さんを初め、その人たちが十分に能率よく活動できるように方途を考えておるわけでございます。

○大柴委員 いろいろお答えいただいたのですが、この資料によれば、はなはだしく非能率的なものですから、一つ監督を厳重にお願いします。それから第三条の、事業団は、「必要な地に從たる事務所を置くことができる。」と、大体どんなところに置くのであります。

○板野政府委員 現在のところ、まだ各地方の施設が充実いたしておりませんので、支所を置く必要がありまして、これは、これを置き得るという規定でございまして、ただいまのところ、その計画はございません。

○大柴委員 第四条に、「附則第六条第一項の規定により政府から出資があつたものとされる額との合計額とし、」と書いてありますが、大体いろいろのホームとか、あるいは診療所とい

うのを政府が出資するのだからと思ひますが、これは所有権から何から全部事業団に移してしまふのであります。それとも使用権だけであります。

○板野政府委員 附則の六条の規定によりまして、政府が現物出資する場合、それをも含めまして、権利義務の一切をこの事業団に移すということになっておりますので、この権利義務は事業団がいよいよ政令の定める範圍内におきまして、一切を承継するということになる次第であります。

○大柴委員 初年度あるいは二年度くらいに、政府出資のいろいろ権利義務の事業団が承継するものは額にして大体どのくらいあります。

○板野政府委員 現金出資におきましては、四條にございまして、四億三千八百万円でございます。現物出資は、初年度におきまして、七億四千万円くらいになると考えております。

○大柴委員 これは大臣にお尋ねいたしますが、第八条に、「役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。」と、こういうふうになつておられますが、いろいろ法案なり、あるいは事業を見ても、公衆衛生とか保健衛生に大へん関係している事業なんです。そうすると、この理事のうち幾人かはそういうものの知識があつて、しかもそういうものを推進していけるような経験者が望ましいと思ひますけれども、大臣、どういうふうにお考えですか。

○迫水国務大臣 理事というのは、要するに経営者でありまして、そういうおっしゃいましたような知識のある人で、適当な人があれば、それもけつこ

うでございまいしうけれども、そういう知識のある人をそのうちに必ず加える、こういうふうにも考えておりません。

○大業委員 しかし、これは大臣、いろいろお読みになったことがあるだろうと思いますが、簡易保険診療所で、ホームのことを見ると、これは大業医者の仕事に属することが大へん多いんですがね。まあ一つお読みになって、しかるべきお考えをお願いいたします。

それで第十五条、「事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。」と、こう書いてありますが、これは保険局長、具体的にどういうことを含んでおりますか。

○板野政府委員 大体この法律の規定によりまして、役員は兼業、兼職、いわゆる営利事業には従事してならないということになっておるわけですが、いろいろの事項について理事長のいろいろの——自分が直接営利事業には関係しないけれども、その親類縁者とかいろいろの関係から、どうしてもある事業をする、またはある公営をするというような場合に、どうも適当ではないんじゃないかというような事案が起り得ると思います。そういう場合にきましては、監事が代表をしておるということが適切な事項と考えられるので、この規定があるわけでありませう。

○大業委員 理屈はわかるけれども、具体的にちよつとわからぬから、具体的な例を聞いているわけです。具体的に教えていただけませんか。

○板野政府委員 たとえば、訴訟なん

かの事項につきまして、理事長が訴えられる、そういうようなことはあり得ると考えております。

○大業委員 それから十六条、理事長は「代理人を選任することができる。」これは正式にこの人は代理人だと念書を書いてやるのか、あるいはそのときどきに、お前は代理人だとか、あなたに代理人だと便宜的にやるんですか。

○板野政府委員 この事業が進展をいたしまして、事業団の支所を設けて、そうしてその支所においていろいろな事業をやらなければならぬという場合につきましては、普通の支店長というよりも、この規定におきまして、代理人が選任をされまして、代理人は登記されまして、裁判外の行為であるいはこの代理人の一切の業務に関する裁判上あるいは裁判外の行為が、一そう確認をされるというんです、普通の場合に比べて取引の安全が期せられるという筋合いになるわけでございます。

○大業委員 第十七条の「事業団の職員は、」という項がありますが、大業委員のことにきましては、これは五十二ページに総務部があるとか何があるということがあります、具体的にどういふように配置をするのですか。この法律が通ればおそく四月からやるんだろと思ひますが……

それからこの職員というのは、新しく募集するの、それとも郵政省関係の人から連れてくるのか、それからなお、この給与その他というのはどういふように考えておるか。

○板野政府委員 本部につきましては、これは新しく増員を認められておるわけでございます。それから、その他の施設につきましては、従来の職員

がございまして、私どもといたしましては、現在、省が運営しておりますので、これが能率よくかつ非常にうまく運営されるためには、できるだけ今まで経験のあるよい人をこの事業団に行つていただきたい、こういうふうに考えておるわけで、本部につきましても、できるだけ経験のある、しかも能力のある郵政省関係の職員をお願いをして行つていただきたいというふうに考えております。

それから、俸給等につきましては、事業団でこの俸給表を作るわけでございますが、私どものたぐいさの考え方といたしましては、大体俸給表が五つくらいは種類に分かれる俸給表を作つていっただろうかというふうに考えておるわけでございます。

○大業委員 そうすると、大体給与その他については、今までもよくどうですか、上がることはあつても、下がることはない。全通関係の役職というものは一応やめて、この事業団だけの職員になるわけですね。

○板野政府委員 国家公務員から事業団に移ります場合には、もちろん事業団の職員になります、公務員の身分を失うわけでございます。そういう意味におきまして、従来長く郵政事業のためにいろいろ心勞をしておりました、あるいはいろいろ職員の方に対しましては、ある程度の俸給を増額するというような措置も考えなければならぬ、また、事業団に参りまして、そして能率を上げていただきますために、俸給等の点につきましては、できるだけ有利な方向に進めたいということ、私ども一般公務員に比しまして、一五%

程度の増額を行ないたい、そういう工合に考えておまして、少なくとも現在の俸給から下がることはないということをお考へておる次第でございます。

○大業委員 そうすると、たとえば郵便局へ十年勤めた、その人がこの事業団へかわつた、こういうような場合には、世間でいう退職金その他も、十年という郵便局に勤めた年限というものは継承するわけですか。それとも、一応事業団としては、打ち切つてしまつて、新しくするようになるのですか。

○板野政府委員 国家公務員等退職手当法の関係あるいは国家公務員等の共済年金法といふんです、その施行令の改正をいたしまして、そしてこの新しい事業団に勤務する者は、いわゆる任命権者の要請に基づいて参りますし、また、普通退職資金をもらつていくということになりました、その共済の年金の通算はもちろんの、退職金の通算も認められるわけでございますので、決して不利ではないというふうに考へておる次第でございます。

○大業委員 第十八条の「役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。」とあるのですが、もちろん罰則もそうですが、信賞——要するにりつぱなことをしたからほめられるということも、大体公務員と同じでありますか。

○板野政府委員 これは事業団の方で就業規則なりあるいはそういう褒賞制度等の規定も全部整備されますので、もちろんこの事業団は、国の代行機関たる性質を持ちますので、公務執行妨害罪とかあるいは賄賂罪、公文書偽造罪等の適用がございすけれども、

その反面、またその褒賞規程あるいは昇給、特別昇給というふうな規程も置きまして、そして今までの国家公務員でおつた時代と変わらないような措置をいたしたいと考へておる次第でございます。

○大業委員 十九条の三行目に「その他の施設で政令で定めるものの設置及び運営を行なう」あるいはその二号に「業務に附帯する業務を行なう」、こういうようなことが書いてあります、具体的にこれはどういうことをいふのでありますか。たとえばこういうことをやってみたい、ああいうことをやってみたいということがあつたらうと思ひますが、具体的にどういふ……

○板野政府委員 御承知のように、この簡易保険郵便年金のいわゆる福祉施設といふものは、簡易保険法の第六十八條、年金法の第四十二条で規定されておるわけでありまして、現在やつておりますものは、第十九条にございすように老人福祉施設、診療施設、保養施設、その他ラジオ体操とか、あるいは料理講習会とか、いわゆる一般的な福祉的な仕事もやつておるわけでございます。その中で施設を伴ふものと申しますか、老人ホームとか、そういうものは、今度の法律の改正によりまして事業団にまかせる。けれども、いわゆるラジオ体操をやるとか、あるいは料理講習会をやるとか、一般の大衆を相手にいたしますP.R.的なそういう福祉施設と申しますか、そういうものは郵政省が全部直轄してやる、こういう意味でございます。これが第一号でございます。

第二号の「業務に附帯する業務」、こ

これは、たとえば簡単な売店をやるとか、あるいは夏季施設というふうなものやるとか、海の施設をやるとか、そういうふうないわゆる自分の施設を使いまして簡単な業務を行なうという場合もございまして、第二号でいう規定を置いた次第でございまして、

○大柴委員 第二十五条に「短期借入金をする事ができる」ところ書いてありますが、これはどこから借りてもいいわけですか。何か規定はあるのでしょうか。

○板野政府委員 これは別にどこから借りて悪いのだというところはございせんけれども、他の事業団等の例もございまして、やはりできるだけ信用ある、かつ利率安いところから借りるといふことでございまして、そういう点につきましても、十分借り入れ先についても、監督上行き違ひのないようにいたしていきたいというふうに考えております。

○大柴委員 第二十六条に何か政府の交付金のことが書いてありますが、これは初年度あるいは平年度において、政府の交付金というものはどのくらい見込んでおられるわけですか。

○板野政府委員 初年度におきましては、四億四千二百万円の交付金を出すという事になっておる次第でございまして、次年度からは一応の見込みでございまして、新しい施設が現在郵政省で建設中ではございますので、その施設が加わつてくれば交付金はいろいろふえてくる。それからまた、三十七年度の予算では、御承知のように約四億の建設もございまして、それが三十七年度中に完成いたすということにな

りますると、交付金はおのずからそれにつれてふえてくるということになりますけれども、その額がどのくらいになるかということにつきましては、ちよつとまだ計算はいたしておりません。

○大柴委員 第二十七条の第三号に、銀行または信託会社の金銭信託の方に余裕金を運用してもよろしいというか、運用規定があるのですが、これは一、二号だけでいいのであつて、あえて三号を加えた理由があるのですか。

○板野政府委員 この三号は、ほかの事業団にもこういう規定がございまして、一応置いたということだけであります。銀行と郵便局で私は足りるというふうに考えておりますので、別にこれを指定するといふ考えは持つておりません。

○大柴委員 具体的に必要がないし、すぐ隣りに郵便局があつて、しかも郵便局に關係する人がいろいろなさつておる仕事に——こんなもの必要なければ削除したらいかがですか。

○板野政府委員 先ほど申し上げましたように、他の事業団も全部こういう規定を置いておられますので、私どもは必要ないは必要がないというよりも、まあ考えたというのでございまして、一応右にならえという事で、ただ置いただけでございまして、私どもこれを指定して使うという意思は毛頭持つておりません。

か、あるいは、たとえば熱海だったら熱海の事業団の支部で余裕金でできれば、それは三菱銀行熱海支店というふうなところに入れるのであります。どつちでありますか。

○板野政府委員 これは、銀行でも郵便局でも、おのおの支店なりいろいろありますので、その収入は、もちろん各事業所で収入もあれば支出もございまして、やはりこれは、いろいろな便宜上、ある銀行を指定すれば、銀行の支店でも、事業所が直接にそこで扱うということになるわけでございますが、これが余裕金であるかどうかということになりますと、やはり本部に一本に集まつて初めてわかるわけでございますので、本部がこの余裕金を運用するということになるわけでございます。

それからもう一つ、私は、この三号は、絶対に目下のところ使ふ予定はございせんと思つておりましたけれども、もし事業団の退職者の積立金を運用するということになりますと、やはり信託業務というふうなものが非常に利率がいいということがあり得ると思ひます。そういう場合には、あるいはこういうものを利用した方がいいというふうなことも起り得るんじゃないかというふうなことを考えております。しかし、これは先のことでございまして、現在、私どもそこを利用するということには考えておりません。

○大柴委員 今、熱海の老人ホームが、このお金を入れたら出したりできるとある場合に、それこそ僕は郵便局を利用したいだらうと思ふので、何を好んで、そんな退職金の率がいいから悪いからということ、こ

んなところ——第三号を特に入れた理由、右にならえた理由がわからないので、こんなことをするからますます、われわれの方の言葉でいう金融資本の方へ、郵便局みずからが、さっきの簡易保険と同じで、その番頭をなしているということになるだらうと思ふのです。まあ一つ、これはあとで残しておきます。

第三十三条の、「当該加入者の利益を代表する」と認められる者の意見を聞く等適切な措置をとる」、具体的にこれはどのような構想をお持ちですか。

○板野政府委員 これは、この法律の趣旨を生かしまして、事業団の内部規程をもちまして、運営審議会というふうなものを設けまして、そして加入者を代表する者あるいは学識経験者を加へまして、この審議会を構成をいたしまして、この事業団に關する重要な事項を諮問して、そして意見を徴するといふようにいたしたいと考えております。

○大柴委員 それは具体的にその審議会の構想はあるんでしょうか。それとも、ただ、よくとしたものがあつて、そういうことをやりたいのだ、こういうのであります。あるいは、私なら私が、どういふことになつてゐるのか、資料としてあしたならあしたまでにお出し下さいと言つたら、出せるものですか。

○板野政府委員 一応の構想を持つておりますから、もし御要求がございしますれば、資料としてお出ししたいと思ひます。

○大柴委員 じゃ一つ、あしたの朝までに出して下さい。

この三十七条、三十八条の罰則ですが、三十七条に、いろいろのことをして、「三万円以下の罰金に処する。」、こういうことが書いてあります。三十八条には、「三万円以下の過料に処する。」と書いてあるものでありますけれども、中身を読んでみますと、むしろ三十八条の第三号とか第四号の方が、やはりこれは罰金なら罰金にしたいらいいだらうと思ふのですが、どうもこの辺に少し、上役の言ふことを聞かぬときには罰金にして、何か業務を怠つたときには過料にするとか何とかといったような、もう少し整理して書いたらいいと思ふようなことがあつて、審議過程において問題がなかつたので、

○板野政府委員 これもまことに申しわけないわけでございますが、大体他の事業団との権衡を見まして、こういうことにいたしておるわけでございます。この三十七条は、特に国の代行機関でございまして、郵政大臣の指令にそむくといふようなことは大へん重要なことでございまして、これは罰金にいたす。それから、三十九条、第六条の件につきましては、ただ名称を用ゐる、これは事業団を保護し、また事業団といふいろいろな契約をする人たちのための保護規定でございまして、これに違反したからといって罰金に処すといふことはあまり適當ではないといふようなことで、これは過料にいたす。ことにいたしておるわけでございます。

〔佐藤（洋）委員長代理退席、委員長着席〕

○大衆委員 それがおかしいので、たとえよけいなことをやっただけには過料になつて——よけいなことといつて、つまり、第三号の「第十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき」です。これは当然首になるか、罰金になるか、それが普通であるのに、それは過料にしておいて、何か上役に虚偽の報告をしたとか、検査を拒んだときには罰金になる。これは順序が全然逆じゃないですか。

○板野政府委員 この量定といふは、罰金にするか、あるいは過料にするか、どういふ工合にいたしたらいいかといふことにつきましても、先ほど申し上げましたように、もちろん他の事業団との権衡もござりますが、法務省その他も十分に打ち合わせをいたしまして、これに軽重がないようにといふことで慎重を期したつもりでございます。

○大衆委員 慎重を期したといふのは、どこへ慎重を期したか知りませんが、三十八条の三号、「業務以外の業務を行つたとき」、このときは過料なんです。ところが、こちらの方、まあ主として上役に對して報告をしない、あるいは若干間違つた報告をした、虚偽の報告をした、もしくは妨げたと、要するに内部問題の違反をしたときには大へん罪が重くて、むしろこの事業団そのものの法律に違反したときに軽いなどという、こんなばかな罰則がありますか。

○板野政府委員 三十七条は御承知のように、郵政大臣がいろいろな監督上の必要に基づきまして報告を徴するとか検査をするといふふうな、これは郵政大臣の監督権限に基づく行為で

ありまして、その行為に對しまして虚偽の報告をするあるいは検査を拒むといふことになりましますと、郵政大臣は、國に對しまして、國會に對しまして、非常な責任があるわけでございます。それから、そういう虚偽の報告とかいふものに基きまして、大臣がここで御答弁されたり、國民に對して説明をされるということになりますと、これは大へんなことでございします。で、やはり罰金にかけるといふより、なにかと考へるわけでございます。

○大衆委員 それはその説明でわかりまします。しからば、やつてはならぬ業務以外の業務を行つたときにはどういふことになりますか。それ以上悪いでしょう。うちうちの問題の方が重くて、外に對する方が軽いといふ、そんなばかなことがありませんか。

○板野政府委員 三十七条は、うちうちの問題といふよりも、この事業団は國の代行機關でございまして、郵政大臣とのいろいろな関連におきましては、いわゆる加入者なりあるいは一般國民といふことがその対象になつておるわけでございます。けれども、三十八条はこれこそほんとうのうちうちの問題でございします。そういう意味におきまして、やはり三十七条の郵政大臣の監督権限に對しまして、そういう虚偽の報告をするといふことは、國民ないし國會に對しまして非常に大きな問題であるといふように考へておる次第でございます。

○畑委員 ちょっと関連して。今の答弁はピンと狂つていふと思ふ。大体過料といふのはあやまち料で、同じカリョウでも料と過料といふものがある。過と科と字が二つあるのは御承知だと思ふ。この過料は行政罰だから、そういう性格が違ふんだから適なんだ。ところが、この過料にしたのはたして行政罰なのか、それじゃないのかという議論は別として、実は行政罰だから過料にした、こう答弁すればそれで済むのじゃないかと思ふんですが、どうだろう。

○板野政府委員 全くお説の通りでございます。

○大衆委員 畑さんは弁護士だから何か言つたけれども、私に説んでみて、第三十八条の第三号は、これは三十七条を上回る法律的な罰だろつと思ふんです。それを一つ研究してきて……またあしたに残しておきます。

それから、なおお尋ねいたしますが、附則の第六条の二項に「評価委員が評価した価額とする」とありますが、評価委員といふのは郵政省とかあるいは國家でも選んであるものであります。か。あるいは新しくこれだけに對して選ぶのであります。

○板野政府委員 三項にございします。うに、「必要な事項は、政令で定める」といふことになつておりますので、事業団法施行令の附則で、この構成なり、こういうことをやるということを受けまして省令でこれをきめることになつておりました。これは法律が施行になりました時に、そういう評価委員が任命されるということになる次第でございます。

どんな状態でありますか。これで質問を終わります。

○板野政府委員 この法律が施行になりますと、本部をきめるとか、あるいは物品を購入するとか、いろいろな設立に關する準備がございします。その準備が終りましたときには、ここにございしますように払込金を請求するといふことでございまして、準備段階にはいろいろそういう設立に必要な事務があるわけでございます。

○佐藤委員長 栗原俊夫君。

○栗原委員 法案に入る前に少しくお尋ねをしてみたいと思ふのですが、簡易生命保険法、また郵便年金法も、その第一の目的のところに、この法律は國民に簡易な方法で利用させて安全に運営して安定をはかるのだといふような書き方で書いてあるようですが、國民といつても、國民全体ではなくて、やはりねらう階層があるかと思ふのですが、特に意識的にどうか、こういう点がございしましたら御説明を願ひたい。

○板野政府委員 一般的には、この簡易保険といふのは、御承知のようにいわゆる庶民階級の生活を安定させるというところで、國の機關を利用いたしまして、なるべく安い料金でほんとうに國民のそういう階層全般にこれに加入をしていただく、こういう趣旨で書かれておるわけでございます。たとえば、ここに直接なくても、資金の運用といふことが非常に関連を持します。で、そういう面におきまして、この運用方法等の改正につきましても目下いろいろな準備を進めておる次第でございます。

○栗原委員 庶民階層といふと、わ

かつたようで、実をいうとほんとうにはわからぬのですが、今日まで加入した人たちの所得の面から見た階層的分析、こういうふうなことをなされたことがございしますか。

○板野政府委員 非常に膨大な契約でございします。で、そういう面につきましても資料としては一応持つておりますけれども、ただいまここに詳しい資料はございせんから、後ほど提出いたしたいと思ひます。

○栗原委員 後ほど資料が出るということでございます。それから、資料が出てくればその内容は分明的になるわけでございますが、おそろくこのねらいは、當局の説明によれば庶民階層といふものは、また裏を返せば低所得階層といふことだろうと思ふのです。そこで、今後こういう低所得階層をねらつていく簡易保険あるいは郵便年金の実態がますます拡充発展していき伸びていく、こういうお見込みですか、それとも、横ばいしないしはこれから減つていくのではないか、こういうお考えですか、これについての御見解を一つ伺ひたい。

○板野政府委員 私が先ほど申し上げましたのは、そもそもこの簡易保険ができましたときの考え方でございます。けれども、私も私といたしましては、御承知のように、この保険の積立金の運用といふことになりましますと、これはほとんどが地方公共団体とか一般の公益事業に使われまして、それを利用するのは、加入者ばかりでなく、一般の庶民といふ、あらゆる階層がこれを利用しておるわけでございます。ただ最高

金額が少し低いというだけ、あるいは無審査とかそういうことでありまして、私は、今後国民全部の階層の人がこれに加入していただければ、この事業のほんとうの使命が達成されるのではないかとふりに考えております。そういう面につきましても、設立当初の庶民階級ということから、国民全般の加入ということに私も今後方針として進めたい。特にこの四月から最高額が五十万円になりますので、そういう面の加入も非常に見やすくなるというように考えておりますので、そういうところに重点を指向していきたい。そうなりますと、先ほども御答弁申し上げましたように、最近も特に大都会におきまして保険が非常に伸びております。そういうわけで、最高五十万円になれば、さらにそういう低所得者というよりも、むしろ収入のある方面にどんどん進めていけば、この保険料からくる公平なる負担が期せられるのではないかとふりに考えておりますので、そういう方向へ進みたいと思っております。

○栗原委員 ちよつと質問と方向の違いがある答弁をしてもらっているのですが、ただいま局長の御答弁で、これは法律で言っておる文字通り国民全体について拡充発展していくんだ、そういう意図を持っておる、しかも集まった金の利用方法については、これまた国民全体にわたるんだから、こういうようなお話なんです、私が聞こうとしておるのは、簡易生命保険の制度と、あるいは郵便年金の制度と、三井、三菱のような大財閥を相手にして考えたものではなくて、やはり最初に言った庶民階層という、裏を返

せば低所得階層を対象に考えてできた制度だと思ふんです。しかし、それは幾らか壁になるところがあるからというので、壁となつておる金額の拡大をはかつておる。これが現状だと思うのです。そういう姿の中で、今後これからどんどんこれがそれでも伸びていくのかどうか。今の説明によれば、保険の金額もワクが伸びたので、保険の契約高も伸びつつある、こういうお話であります。具体的にそのばんを持つと、金額がふえたということだけであるとかんとかいう問題は、またいろいろの面から出てようと思ふのです。そこで、ほんとうにそのばんを年金に出来ない場面もあるのではないかと。従つて、低所得階層の諸君は、むしろ内容が有利だからというのではなくて、いろいろ加入するときの条件や、あとかけいいからというような形が、ここへ集まつてくる大きな要因ではないか、こう思つておるのです。これは考え方が違えば、また御説明を願いた

いと思ふのですが、今後ますます発展していく、傾向的には今伸びつつあるんだ、こう説明をしておるんだけれども、今後ますます伸びていくという見通しなのかどうか、この点あらためていま一度お答え願ひたいと思ひます。○板野政府委員 私どもいろいろな募集条件につきましても、先ほど申し上げましたように、環境整備もいろいろな力を入れてやっていたいと思ひますので、この保険は、そういう面におきまして、いろいろな施設その他をやっているには——これはもちろん条件がございしますが、伸びていくというふ

うに私どもは見込んでおります。○栗原委員 私どもなぜこんなことを聞くかというと、政府は、今所得倍増というようにおと、いわゆる低所得階層の所得も皆さん並みになるんだ、こう言つて施策を進めておる、こうおっしゃるわけなんです。そういう中で、簡易保険であるとかあるいは郵便年金であるとか、かけやすい低所得の条件の中から、こゝ以外には飛びつけないという条件がなくなつていく建前になつておるはずなんだ。そういう形になつておるときに、このままでいいのかどうか、つまり政府がおっしゃる所得倍増ということと真実であり、これを前提とするならば、この制度はこのままでいいのかどうか、こういうことを大臣に聞きたい。

○迫水国務大臣 庶民ということが要を返せば低所得者ということとは、私は必ずしも当たらないのではないかと思ふのです。非常に富裕な階級で高い保険をかけようとする者は、あるいは簡易保険を相手にしないかもしれせんけれども、要するに庶民ということをも最初スタートしますときに言つたのは、簡易保険という無審査保険を政府の独占で始めたのですから、そういうときは一般の保険会社で相手にしない人たちの吸収——このころは民間にも簡易保険というものがあつまして、独占ではなくなりましたから、私の方の簡易保険もおのずからそこにやや性質が違つて参りました、必ずしも低所得者というものでなしに、逆に言つて高所得者というものは一定対象にはならな

と全く競争の立場にありますので、昔のように独占しておつた当時と比べたら、なかなかむずかしい問題が起つてきまして、安易な考え方でこれをどうどん伸ばしていく方法はない。従つて、サービスに一段と工夫をこらし、かけやすいといひますか、今先生のおっしゃつたようなものもその条件をできるだけ備える方法を講じて今後の発展を期する。ほつておいても発展するとは私は決して思ひません。怠けていたら衰退する方向だと思ふので、次から次へ新機軸を考え出して知恵をしぼつていかなければ、この簡易保険というものはなかなかむずかしいなというのが私の印象でございます。

○栗原委員 そこで、事業団法案の方に入るわけですが、簡易保険法にもまた郵便年金法にも、それぞれ加入関係者のいろいろな権限に関する条章がございします。またこの条章に基づいていろいろな施設がある。ところが、そういうものがあるのに、なぜこの事業団法というものを出したのか。今の説明によれば、ほつておいたのでは年金も保険もなかなかうまくいかないから、こういうものが出てきたというように結ばれそうです。そしてまた、提案理由の中にも幾分書いてあるわけですが、それぞれ法律の中に補給施設が規定してあるにかかわらず、なおかつこういう法案を出さねばならない根本的な理由を、一つ大臣の口からあらためて御説明願ひたいと思ひます。○迫水国務大臣 私も役人の出身であつて、そういうことを言うのはおかしいのですけれども、こういう事業団というものは全くサービスの機関でありまして、役人がサービスをすると

う——役人というのは、そこら辺がサービスといひますか、商売的でない。民間の人と対抗していくためには、診療所における人を役人風を吹かさないうる人にしていかなければなりませぬ。事業団になつたらといひて急にそのうなるとは思ひませんけれども、その心がまえ、自分は役人でないという心持でサービスを一段と向上していくためには、こういうことをせひやつてみたい、こういうことが事業団設立の趣旨でございます。

○栗原委員 役人はあまりサービスが上手でない、そういうことを大臣みずからおっしゃるならば、これは役人をやめたからといひて、すぐに人間がころりと変わるものではないのです。これはあとで少しつくく食い下がりますが、すぐ役員のところへ飛んでいきましよう。そういう人間をよろりと持つていって、役人をやめたからといひて役員をやつても、うまいサービスはできないと思ふのであります。この役員の構成についてはどういふ構想ですか。○板野政府委員 特に事業団が能率的に非常にくまなく加入者のためのサービスをするためには、やはり役員はもろんのこと従事員一般の人よりはる人を行かなければならないと考えておりました、非常に能力のあるりっぱな人がこの役員になるということになるわけでございますけれども、現在しからは具体的にどうかということにつきましては、目下この法案が審議中でございしますので、私どもはまだ頭に置いていない次第でございます。○栗原委員 まだ法律も通つておらぬのですから、それはびたりときまつて

おらないのはわかっておりますが、しかし、先ほど大臣がおっしゃった通り、どうも役人かたぎでやっておったのではサービスの万全が期せられないという趣旨で新たに事業団を作るならば、そういうかたぎを持った人をまさか役員にする構想はあるまいと思ふのですが、この点は、役人上がりなどというものは、サービス機関である事業団法の構想の中にはとてもじゃないが入れないのだという事は言い切れますか。

○追水国務大臣 私も長年役人でございまして、役人をやめて役人というものを外から見ると、なるほど反省するところが非常に多い。役人であった者がそういう反省過程を一遍通りすると、私はむしろ非常に民主的になってくるんじゃないかと思ふ。従つて、役員にも、まだ一べんも反省過程を通らない現役の人間を対象にするようなことは決して考えません。しかし、反省過程を通った人間は、これはむしろ役所との連絡もいし、反省してより一そう民主的になっているんだから、そういうのは決して拒否しないでもいいんじゃないか、こういうふうに考えております。

○栗原委員 現在法によって出向しておる福祉施設並びにこれの運営の街に当たつておる、いうならば事業団ができて理事長、役員に当たるべき立場におられる人たちは、どういふ人たちなんでしょうか。具体的に、保険法によるところの施設あるいは年金法による福祉施設の運営に当たつておる事業団の運営に当たるべき人は、どういふ立場におられる人たちですか。

○追水国務大臣 最高責任者は郵政大臣であります。それから補助する者は簡易保険局長だと思ふ。

○栗原委員 そこで、この役員の問題ですが、先ほど同僚の大柴君からもお尋ねしたのですが、役員員の給与については云々という条章があるわけですが、この理事長、役員、こういう人たちの給与は、これはもう一応計画が立つて計数整理もできておると思ふから、理事長、役員、監事の給与を一つここで明らかにしてもらいたい。

○板野政府委員 大蔵省との話し合いによりまして、大休理事長二十万円、理事十五万円、監事十二万円というふうに話を進めておる次第でございます。

○栗原委員 具体的に今施設を運用しておる局長の給与は大体幾らですか。これは号俸がいろいろありましようが、中心点でけつこうです。

○板野政府委員 どうもあまり少ないのでよく覚えておりませんが、大体八万円ぐらいになるんじゃないかというふうに考えております。

○栗原委員 どうも八万円の方がやつてゐるから、そして役人風を吹かすからうまいかない、二十万円、十五万円、十二万円くれて、少し浮世の風を通つた元高級官僚がやればうまいという構想ですか、大臣。

○追水国務大臣 大体諸先生のお話は非常にデフォルマシオンといひますか、あるところを非常に誇張して言われるので、非常にお客えがしにくいのですが、何しろ簡易保険局長は、この事業団というものを専門に考へて、サービスという点から考へて、この事業団のことばかりやつてゐるのではなしに、ほかのいろいろなこともやつて

おりますので、つい手も回りかねる。しかし、この事業団の理事長というものができれば、その人たちは事業団のことだけ考へるのですから、非常によく手が回つて能率は上がる、こう思ひます。そういうことが事業団というものを設ける一つの根本的な理由なんでありまして、その理事長というものはどういふことを構想するか、役人は入れないつもりか、こう言われますから、先ほど、現役の役人をすぐに、反省期間を通らずに理事長にすること、反省期

間は考へないが、一たび反省をしたら人間は、私も自分自身つくづくそう思つておるものですから、そういう者は使うことあるべし、こういうことを申しておるわけでありま。

○上林山委員 私は、今大臣が言われたように、役人にも長所も短所もあるのだから、反省の期間を得るならば役人から採用してもよろしい、同時にまた民間からも、適任者があれば、今栗原君が言われるような意見を尊重して、やはり新しい水を入れていく、こういうような行き方を併用してやつていかれることを期待するものでござい

ますが、私は、これに関連して、郵政大臣であると同時に国務大臣であるあなたに、これは私は各大臣にもあらゆる機会に申し上げておる一環でござい

ますから、要請しておきたいことがございまして。それは、これもどちらかといへば、名前は変わつても政府関係機関と同じような、それに類似した団体だと思ひます。栗原君も御指摘になつたように、人によつてはこれが二十万あるいは三十万あるいはそれより以上の俸給を与える。与えたためにそれだけ能率が上がるかといふと、必ずしも

そうではない。一般の会社とかあるいは銀行とかという純粹の民間の企業体とはおおよそ変わつてなければならぬと私は思ふ。これを、どういふりつぱな人が来るか知らぬが、二十万円ときめたことは、小じんまりとした団体としては高いのではない。これは民間人であろうと、あるいはその反省をしない官僚上がりであろうと、こういう小さい団体に二十万円も月給を出すほどのことが事業であるのかといふので

す、今の段階では、十年後は知らぬけれども、現在ではどうか。私は、政府の役人にしろあるいは国会の役人にしろあるいは政府関係機関にしろ、国会議員よりもはなはだしく高いといふことは、憲法の精神をじゅうりんしておる行き方だと思ふのです。これは報道機関の諸君も決してお笑い下さるなと私は言いたいのですが、私がそれで、予算委員会においても、事務総長に來てもらつて一つの問題を提起したのもそこにあるので、国会議員がお手盛りをやるじゃないかといふやうなひやかしの議論が世の中にあつて、耳に入りやすいけれども、私は、国会議員はこれだけのいい仕事をしてくいために、もっと高き賃をよきしていくために、もっと高い待遇を受けてしかるべきだと、堂々と国民に向かつて言ひ得るものでなければいけないと思つておるのです。それだけの信念と自信を持つて国政に参与しなければ、少しぐらゐの批判に耳をかして、報道機関が悪口言ひから、もうこの辺でやめておこうじゃないかなどと言ふこと自体が、私は政治を腐敗せしめていくものだと思ひます。こういうやうな意味で、やはり適当な報酬といふものをこ

ういう小じんまりとした団体から改めていく、そして政府関係機関に、あるいはこれに類似した公団あるいは公社、そうしたやうなものにもずつと及ぼしていく、こういう行き方をしていくべきだ。私は栗原君は非常にいいところにお気づきになつたと思つたので、決して官僚がどうのこうのといふ小乗的な議論のみではなくして、一つ真剣な考へ方を国務大臣としてまずお考え願ひたい。それから第二には、郵政大臣としても、そうした方

向から二十万円が適当であると無理におつしやれば、反対はいたしません。だけれども、常識的に考へてみて、將來まで含んで考へてみて、一定の時期に全体的にバランスをとっていくべきものだ、私はそういう考へを持てますが、これはあなただけに言つておるのじゃなくて、あらゆる機会に言つておるといふことを御承知の上、国務大臣、郵政大臣としての見解を御披露願ひたいと思ふ。

○追水国務大臣 上林山さんの御趣旨は、国会議員の報酬といひますが、そういうものをもっと高くすべきである、それについて国務大臣としてどう考へるかといふことだと、これはなかなか答へがむずかしい。そこで、あなたの方の今一応二十万円と予定しているのは高過ぎる、政府関係機関などが国務大臣あるいは国会議員よりも高い報酬を取つてゐるのはいけないから、だんだんに調整をして下げていく、そういうやうな考へ方はないかといふ御議論ですけれども、私は先ほどか

ら……

○上林山委員 ちよつと違ふのです。私は、国会議員の待遇が悪いからこれ

七

第一類第十一号 通信委員会議録第十三号 昭和三十七年三月七日

になぞらえて政府関係機関あるいは公団等も下げる、こういう議論をしたのではないのです。私の言う意味は、憲法には、国会議員はすべての官吏の上位になければならぬという規定があることは御承知でしょう。そういう趣旨からいって、官吏であろうと、国会の役員であろうと、こういうものと比較してもちろん安いと私は思っています。だからこれは適当な額に上げるべきだとわれわれ自身思っているのです。これを時と場合を考えて国民に理解せしめる考え方を持つべきだ、私はこう思うのですが、これは一応それとして置いて、私が言うのは、たとえはこの前まで事務次官をしておった、あるいは大蔵省の局長をしておった者が、わずか一カ月たったかたまたないうちに、その当時の三倍も待遇を上げて、公団や公社あるいはその他類似の政府関係機関あるいはその類似の団体に横すべりしていくのは一体何だ、それだけ金を出したならば、その事業がほんとうに発展するのか。国民のためになるのか。必ずしも給料を上げることだけに止まって国民のためになるとは私どもは考えない。だから国務大臣としては、公平な大局的な立場から、これを是正の方向に、縮小せよとは言いませんが、大体ならしていくような処置をとるべきだ。ことに今度問題になっておる郵政省関係のこの団体は小じんまりとした団体じゃないか。そういう小じんまりとした団体で今言うように二十万円などということは、考えようによっては高いのじゃないか。しかし、諸般の事情であなたがせひそうしてほしいということがあれば、必ずしも反対はせぬですよ。こういう意味なんです。私が言っているのは、私は何もあなただけにここでやかましく言うわけじゃないくて、あらゆる機会にこれを言ってきた。予算委員会でもこれを取り上げてきた一人ですから、そういう趣旨でお答え願いたいということです。

○迫水国務大臣 事業団は非常に小じんまりとしたところからスタートをいたすわけでございまして、二十万円というのはいさな高いんじゃないかと考え方も一応あり得ると私は思うのですけれども、政府にはこの事業団ばかりでなしに、ほかにも事業団がたくさんありまして、大体そのバランスを大蔵省がとっているわけです。従いまして、ほかの事業団との関連を考慮して、問題は今上林山さんのおっしゃったように、一般の事業団の水準の問題になれば、これはまた別個の問題でございまして、一応私としては、御賛成を得れば、今度できますところの事業団の理事長の俸給、理事の俸給といふものは、他の類似の事業団と権衡をとってほぼ同じようにするのがやはり適当じゃないかと思っております。従って、この二十万円ときめましたのは、大蔵省もそれに同意したわけでありまして、ほかの事業団との権衡は現状においてはおとれておる。ただ一般の政府関係機関のこういう者の俸給をさらに国会議員その他の方々とのバランスにおいてどう是正すべきかという問題は、これは別個の問題でありまして、それはまた検討もいたし、私も閣僚の末席におりますから、そういうことが起こりますれば意見も言いたいと思

ますけれども、ただいまのところ、私としては、この事業団の理事長ないし理事の役員の報酬は、他の類似のものややはりバランスのとれたものになければならぬ、こう考えて、他の事業団とのバランスが二十万円とされる、こう思いますので、そこにきめた次第でございまして。

○栗原委員 ただいま給与の問題でいろいろ議論が展開されておるわけですが、ただいま上林山君からも質疑が出ました通り、他のいろいろなこうした団体との権衡からいへば、こうした線が出てくるかもしれないが、とにかく現職の役人や国の最高の職員、こういうものに比べればちよつと高いような感じが率直に言っているのです。そこで、世間では、加入者の福祉、サービスを増進するんだ、こういう美名に隠れてと言つと少しオーバーかもしれないが、そういう際で役人の波浮の港を設定するのではないか、こういうような批判が起つておるわけです。単に官僚といわず、郵政省で作るところのこれら団体には、旧郵政高級官僚が入っていくのではな

い、姨捨山じゃないかと波浮の港だ、姨捨山は捨てられるんだけれども、ぬくぬくと高級で老後を暮らしていける場を求め、こういうことを言っておるんだが、まさか迫水大臣はそんなことはなさるまい、こう思うので、そういう批判には十分こたえられる構想を持っておられると思うけれども、いかがでございませうか。

○迫水国務大臣 こういう事業団のよ

論が出てくるのでございますけれども、私は郵政省の役人を、姨捨山じゃなくて波浮の港、そういうようなことにするといふ考え方、そういうポイントから役員を選考するといふことは決していたしません。この役員として必要な識見を備え、そして事業運営を委託し得る才能を持つておる、そういうようなポイントから選考をいたしたいと思つておりました。たまたまその人が郵政省出身で反省期間を過ぎた場合もあり得るかもしれない、こう思います。

○栗原委員 この点は私たちが強い良識を要求すると同時に、われわれは批判的な立場でさらに審議を進めていきたいと存じます。

○板野政府委員 これはこの施設を利用せしめる方針の問題でございまして、事業団がなくなってももちろんやることとができます。

○栗原委員 特に、たとえば保険契約者、被保険者、保険金受取人、こういう形に範囲が拡大されるわけですが、率直にいへば、被保険者は、これは確かに保険の存否の、何というか、事故の発生するかもしれないということが保険としては重大問題だと思つたのが契約者、保険金受取人は保険そのものとは無縁である場合も相当理論的には考えられますが、そういうものをなぜこへ広げてきたのか、こういうことをすることによって保険の契約範囲をふやしていこうという意図なのか、一体この意図はどこにあるのか、この点一つ解明してもらいたい。

○板野政府委員 郵政省で従来福祉施設を行なつておりましたのは、もちろん加入者の健康保持ということが事業上もよろしいし、また、この郵政省の保険の募集とかいふような面に關係しておるわけでございます。保険契約者といふことも実は保険金を支払う人でございます。ですから、やはりそういう人たちに長生きしてもらふとか、あるいは簡易生命保険の実際のいい面を知つていただくといふことは、この保険の募集維持という面におきましても非常に効果があるといふように考えますので、その範囲を広げていきたいというふう

に考えておる次第でございまして、

○栗原委員 まだ質問もありませんが、時間にもだいぶ経過して参りました。ともかくにも最後の締めくくりとし

てはほしいということがあれば、必ずしも反対はせぬですよ。こういう意味なんです。私が言っているのは、私は何もあなただけにここでやかましく言うわけじゃないくて、あらゆる機会にこれを言ってきた。予算委員会でもこれを取り上げてきた一人ですから、そういう趣旨でお答え願いたいということです。

○迫水国務大臣 事業団は非常に小じんまりとしたところからスタートをいたすわけでございまして、二十万円というのはいさな高いんじゃないかと考え方も一応あり得ると私は思うのですけれども、政府にはこの事業団ばかりでなしに、ほかにも事業団がたくさんありまして、大体そのバランスを大蔵省がとっているわけです。従いまして、ほかの事業団との関連を考慮して、問題は今上林山さんのおっしゃったように、一般の事業団の水準の問題になれば、これはまた別個の問題でございまして、一応私としては、御賛成を得れば、今度できますところの事業団の理事長の俸給、理事の俸給といふものは、他の類似の事業団と権衡をとってほぼ同じようにするのがやはり適当じゃないかと思っております。従って、この二十万円ときめましたのは、大蔵省もそれに同意したわけでありまして、ほかの事業団との権衡は現状においてはおとれておる。ただ一般の政府関係機関のこういう者の俸給をさらに国会議員その他の方々とのバランスにおいてどう是正すべきかという問題は、これは別個の問題でありまして、それはまた検討もいたし、私も閣僚の末席におりますから、そういうことが起こりますれば意見も言いたいと思

いますけれども、ただいまのところ、私としては、この事業団の理事長ないし理事の役員の報酬は、他の類似のものややはりバランスのとれたものになければならぬ、こう考えて、他の事業団とのバランスが二十万円とされる、こう思いますので、そこにきめた次第でございまして。

○栗原委員 この点は私たちが強い良識を要求すると同時に、われわれは批判的な立場でさらに審議を進めていきたいと存じます。

○板野政府委員 これはこの施設を利用せしめる方針の問題でございまして、事業団がなくなってももちろんやることとができます。

○栗原委員 まだ質問もありませんが、時間にもだいぶ経過して参りました。ともかくにも最後の締めくくりとし

て、どうも事業団は自省出身の古手役人を収容する場を作るのではないかという強い批判がございますから、こういう点には十分心してもらいたい、こういう点を一つ配慮してもらいたい、こういうことで私の質問を終わります。

午後零時十四分散会

○佐藤委員長 本日はこの程度にとどめ、明八日午前十時より理事会を開き、理事会散会後に委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

昭和三十七年三月十二日印刷

昭和三十七年三月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局